

次世代育成支援検討委員会（第3回）議事概要

日 時：平成 21 年 8 月 10 日（月）10:00～12:00

場 所：都庁第一本庁舎 33 階特別会議室 N6

<1 次世代育成支援東京都前期行動計画の構成について>

- ・ 計画を作り上げていく手法に、地域の方々と民間の方々、それから行政の「協働」の視点を入れられないか。 【検討中】
- ・ 難病の子どもたちと保護者の支援を入れられないか。ピアカウンセリングを行っているところでは、難病の子どもを持つ親が立ち寄って話をしてことで立ち直っている事例がある。
→難病対策は前期計画では医療対策の中に入れていたが、目標4などで項目を立てられないか検討したい。 【事務局回答】
- ・ 認証保育所の WLB が劣化しており、職員が疲れ切っている。保育所職員への支援（労働環境、待遇、WLB 等）を打ち出してもらいたい。

【検討中】

- ・ 里親制度を取り上げてもらいたい。

- 目標4②家庭的養護の中で取り上げたい。 【事務局回答】
- ・ 「自然に親しむ」という視点を目標3に入れてもらっているが、「教育」の分野に入れると、地域での実践とつながらない印象がある。
→目標3は学校教育に限定しているものではない。具体的な事業案が出てきた時点で、位置づけを再検討したい。 【事務局回答】

<2 重点課題 「保育サービス」について>

- ・ 現状のデータでは0歳児の入所は1・2歳児より少ないが、1歳からでは入所できないため育児休暇を打ち切って0歳から入所しようとするケースが増えている。このように育児休暇を放棄しなければならないのは問題である。0歳児は保育費も高い。
- ・ 保育施設の整備目標はどのように設定しているのか。平成 21 年度の整備目標を当初計画の 1.5 倍に引き上げているが、どのような根拠に基づくものなのか。
- ・ 延長保育について、7 時間という延長もあり、これは保育する側にとって非常に負担であるうえ、そもそもこれほどの長時間の延長保育は子どもにとってよいか、と疑問に思う。

→13 時間やそれ以上開所していても、その時間全てを利用しているという訳ではない。 【所管課回答】

- ・ 親の「育児力」の問題については、待機児童の問題と分けて考えるべきである。「病児・病後児を自分が世話するより保育所に任せたい」「食事を自分で用意するより栄養士がいる保育所に任せたい」など、育児を保育所に肩代わりしてもらおうとする親がいる。こうした親の「育児力」の向上策と、保育サービスの充実と

は相反する面がある。

- ・ 地域別にみると、弾力化の関係等もあり、待機児童のいない地域もある。こうした地域では、サービスの質をいかに下げずに施設を維持するか、ということが課題となる。
- ・ 大規模施設を設置したり、大規模施設を分園したりするより、小規模施設を分散して設置する方が、地域におけるサービスの質は高まる。利用者へのアンケートでも、保育内容より立地で保育所を選ぶ傾向が出ている。
- ・ 認証保育所は、預ける側の経済的負担が大きい。「保育に欠ける」の視点が欠けているのではないか。
- ・ 区市町村が単独事業を行いやすいように条件整備をすることが重要である。認証保育所のよさを生かしながらサービスを拡充することも考えるべきである。
- ・ 保育所に預けなくとも地域でやっていけるような、地域での子育ての拠点づくりが求められる（保育所の地域への開放を含む）
- ・ 保育所の職員研修の充実について、安心子ども基金による対応は平成22年度で終わってしまうため、それ以降の方向について検討する必要がある。
- ・ 0～2歳児の通園率を、国では平成19年度の20%から平成22年度までに28%に引き上げる計画であるが、都としてはどのように考えるのか。

→区市町村で推計したニーズ量の集計値をもとに独自に設定する（ニーズ量をそのまま目標値にするわけではない）。現在集計中であるが、0～2歳児で40%、3歳児以上では50%に迫る勢いである。次回ご報告したい。【事務局回答】

- ・ 保育所の地域開放については、ありがたい反面、職員の仕事がハードになるという問題点がある。たとえば渋谷区には子ども支援センターが7か所あるが、保育以外はこうした施設に分散するなどの役割分担ができないか。
- ・ 保育士は肉体労働なのに、男性がいない。いても必ず辞めてしまう。男性の保育しの育成と確保ための工夫が必要ではないか。

→男性の保育士の就業率の推移はわかるか。

→次回提供したい。（※都で把握しているのは保育士の有資格者数）【事務局回答】

- ・ 地域におけるすべての子どもたちの育ちを支援するという観点でいえば、7割以上の子どもは保育所ではなく地域におり、保育士の専門性が保育所内だけでなく、もっと地域に生かされるようになることが必要である。
- ・ 保育制度を待機児童対策中心で考えると偏る危険性がある。在宅で子育てをしている母親には、育休中の母親もあり、在宅の子育て支援のあり方によって職場への復帰が異なることもある。
- ・ 待機児童数（ニーズ量）の推計については、少子化対策によって出生率が上がれば係数が変わる可能性があるのではないか。
- ・ 施設やサービスを拡充した際の体制をいかに維持していくか、という視点も必要である。
- ・ 都市計画や住宅事情と関連する面がある。江東区で、大規模なマンション建設が

差し止めになった事例もある。住宅を含めて、長いスパンで考える必要がある。

- ・ 育児休暇・介護休暇や短時間勤務などの企業における WLB の取り組みと、乳児保育、病児・病後児保育、延長保育などの保育サービスの拡充は、トレードオフの関係にある。事業主における WLB の計画と、都の計画のバランスをいかに取るのか。また、行政が企業の WLB を応援するのは難しいため、直接話し合ってはどうか。

→経営者団体との話し合いを含めて今後検討したい。

【事務局回答】

- ・ 3人の子どものうち、2人は認可保育所、1人は認証保育所を利用したところ、同じパブリックサービスであるにも関わらず格差を感じた。サービスの多様性はあってもよいが、親の中に「認可保育所→認証保育所→無認可保育所」というヒエラルキーができあがっており、「認可保育所に入るための裏技」など情報がブログ等で飛び交っていたりするのは問題である。フランスのように、パブリックサービスは一本化し、それにプライベートサービスが加わって、自由に選べる、という方向性が長期的に考えられないか。安心して預けられる公立の保育所があることが基本である。
- ・ 保育所間の競争を、コストやサービス量を競うのではなく、保育の質の競うものにする必要がある。親にうるさいことを言わない保育所がよい保育所と捉えられることもあるが、黙って親の言うことを受け入れることがよいのか、保育士が間に挟まつて悩まされている状況である。
- ・ 育休明けの社員の悩みを聞くと、待機しているときに、いつになつたら預かってもらえるのか、規準がわからない、という声が多く聞かれる。順番だけ示されるが、必ずしも順番どおりでもない。受け入れの規準を明確にしてもらいたい。
- ・ 自分の子どもをみたい、子どもとともにいたい、という思いと、働きたいという思いが両方ある。会社としても、育児休暇は満了してから復帰してもらいたいと考えており、育児休暇を返上して0歳児から預けなければならないような状況は改善してもらいたい。

→親の育児支援と企業の WLB 推進には倫理的なジレンマがある。その意味でも透明性が重要であり、規準等は明確にすべきである。

保育サービスの充実について（伊藤委員からの追加意見）

平成21年8月13日

1 都市型保育サービスの充実

(1) 潜在需要を踏まえた保育サービスの拡充について

保育サービスの需要については、保育に欠ける場合、保育を必要とする場合、いずれにおいても今後、相当の伸びが見込まれる。

国が抜本的な保育制度改革について検討しているが、都市型ニーズに十分応えられる受け皿として、認可、認証、子ども園のしくみを基本に、区市町村の整備が進むきめ細かな補助制度を構築していただきたい。

(例) 新設だけでなく、既存の私立保育園が改築して定員拡大を図る場合の建築経費補助、仮園舎設置補助及び仮園舎確保支援等

(2) 多様化するニーズに応じたサービスの提供

昨今、都市における様々な働き方に応じた、多様な保育サービスの拡充が求められている。延長保育はかなり充実してきているが、休日保育や病時・病後児保育についても、要望が高くなっている。

こうした保育サービスを安定的・効果的に実施できるよう、継続的な支援策を構築していただきたい。

(3) 保育サービスの質の向上について

認証保育所の運営指導及び研修は、今後とも東京都が主導でやっていただきたい。保育の質の確保とともに、新型インフルエンザ・地震等、危機管理への緊急対応や情報連絡等もお願いしたい。

国制度の家庭福祉員についても、数人に対する研修を区で行なうのは負担が大きいため、都が行なっていただきたい。

2 その他保育サービス拡充に当たっての要望

(1) 大規模マンション等への保育スペース附置義務の規定整備

(2) 保育室の認証保育所への移行条件、あるいは移行が無理な条件の明確化

(3) 移行条件に合致しない保育室が存続する場合の補助制度の継続